


金沢市中小企業信用保証料助成制度のご案内

本市では、社会経済情勢の変化や災害等の影響を受けた中小企業者、創業間もない方等を支援するため、以下の資金の借り入れにかかる信用保証料を助成します。

<制度概要>

<p>助成対象者</p>	<p>補助金の対象となる信用保証料は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実行された制度融資に係る信用保証料で、次の各号のいずれかに該当するものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 緊急経営安定特別資金（原油価格高騰対策分） (2) 中小企業振興特別資金（物価高騰緊急対策分） (3) 緊急経営安定特別資金（能登半島地震支援分） (4) 中小企業振興特別資金（能登半島地震支援分） (5) 中小企業振興特別資金（米国関税措置対策分） ※ (6) 中小企業振興特別資金（中東情勢影響対策分） ※ (7) 中小企業創業者支援資金（スタートアップ臨時支援分） ※ (8) 中小企業創業者支援資金（若者・女性起業家重点支援分） <p>※上記（6）～（8）は令和8年6月25日以降実行された融資に係る信用保証料を対象とします。</p> <p>※上記（7）及び（8）は特定創業支援等事業による支援を受けた者を対象とします。</p>
<p>助成限度額</p>	<p>新規分：40万円（万円未満切り捨て） 借換分：80万円（万円未満切り捨て）</p> <p>※信用保証料の額が40万円を超える場合は、 $40万円 + (信用保証料 - 40万円) \times 1/2$ で 積算した額を助成額とします。</p>
<p>申込先</p>	<p>金沢市経済局産業政策課</p>
<p>必要書類</p>	<p>（全ての資金で必要なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交付申請書 ・ 請求書 ・ 信用保証料計算書又は信用保証書の写し ・ 融資等実行証明書 ・ 本市が発行する納税証明書 <p>【法人の場合：法人市民税、個人事業主の場合：市民税・県民税】</p> <p>※創業間もない方など本市の納税証明書が提出できない場合は、「市税滞納有無調査承諾書」を提出してください。</p> <p>（上記（7）～（8）のみ必要なもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書の写し

留意事項	<ul style="list-style-type: none">・助成対象以外の制度融資に係る信用保証料は対象となりません。・上記の資金別に借入れがある場合は、1 資金につき、それぞれ助成金の申請が可能です。・繰上償還により信用保証料が還付となる場合は、助成金の返還手続きが必要となるため、その場合は市へ必ずご連絡ください。・保証の付保等については、石川県信用保証協会の定めのとおりとします。・特定創業支援等事業については、以下の QR コードをご確認ください。 
------	---

<お問い合わせ>

金沢市経済局 産業政策課

TEL : 076-220-2204 E-mail : sansei@city.kanazawa.lg.jp